

【どちらか〇でかこむ】

枚方市立枚方公園青少年センター使用者ID番号付与申込書

(宛先)

枚方市長

年 月 日

申込者 氏 名

次のとおり使用者ID番号付与を申し込みます。

電 話

フリガナ				構成人数	人
団体名				(市内)	人
代表者 (会社等の団体は所在地・団体名を記入)	住所	(〒 -)			
	フリガナ		電話	携帯:	
氏名		自宅:			
代表者以外の連絡先	フリガナ		電話	携帯:	
	氏名			自宅:	
	フリガナ		電話	携帯:	
	氏名			自宅:	
暗証番号				←数字4桁を記入	
電子メールアドレス	※配信希望の場合				
活動内容	(主な活動場所: 定例活動日:)				
会費等	入会費	無・有 (円)			
	会費	無・有 (1人当たり 円/)			
	会費の主用途				
講師謝礼等	講師	無・有(講師名)			
	謝礼金額	1回 円(月額 円)			
一般閲覧台帳記載	不可・可(条件)				

ウラ面へ(ウラ面の説明事項を確認し、団体・申請者名を記載してください。)⇒

以下は記入しないで下さい。

受付時に確認分	受付年月日:	年 月 日	有効期限:	年 月 日	
	活動分類	社交ダンス・健康体操・その他健康法・バンド・合奏楽団・コーラス・詩吟・囲碁将棋・演劇演芸・料理・油彩・水彩・茶華道・短歌俳句・PTA保護者会・自治会・コミュニティ協議会・その他()			
	団	<input type="checkbox"/> 一般団体 ※下記のいずれにも該当しない市内団体			
	体	<input type="checkbox"/> " (□校区コミュニティ協議会・□自主防災組織)			
	区	<input type="checkbox"/> " (その他18歳以下団体) ⇒18歳以下人数 人			
	分	<input type="checkbox"/> " (障害者関係団体) ⇒必要書類(身体障害者手帳など)の確認(済・未)			
	<input type="checkbox"/> 青少年団体 ⇒(中・高・大:学校名)・必要書類(学生証など)の確認(済・未)				
	<input type="checkbox"/> 営利団体 <input type="checkbox"/> 宗教団体 <input type="checkbox"/> 政治団体				

属 性	I D 番 号
<input type="checkbox"/> 主に22歳以下の者で構成される団体 <input type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会 <input type="checkbox"/> 自主防災組織	
<input type="checkbox"/> 主に障害者(児)で構成される団体 ⇒障害者手帳等の交付を受けている人数()人	

入力確認日	.	.	受付者	
所長			入力者	

説明事項

1. 次のいずれかに該当する場合は、枚方公園青少年センターの施設等の使用を許可できません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 枚方公園青少年センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- (4) 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
- (5) 入会、寄付等の勧誘その他これに類する行為(特に認めるものを除く)を伴う活動に該当すると認めるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- (7) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (8) (1)～(7)のほか、不適当と認めるとき。

(以上「枚方市立枚方公園青少年センター条例 第6条」より)

2. 枚方公園青少年センターにおいて、次の行為をしようとするときは、許可が必要です。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為。
- (2) 広告物の掲示及び配布。
- (3) (1)(2)のほか、管理運営上必要と認める行為。

(以上「枚方市立枚方公園青少年センター条例 第7条」より)

3. 使用者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 枚方公園青少年センターの施設等の使用の開始時及び終了時に、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 使用許可書を携帯し、係員から求めがあったときは、これを提示すること。
- (3) 通常払うべき注意をもって枚方公園青少年センターの施設等を使用すること。
- (4) 使用許可を受けていない枚方公園青少年センターの施設等を使用しないこと。
- (5) 使用許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (6) 枚方公園青少年センター内において、次に掲げる行為をしないこと。
 - イ) 他の使用者及び入館者に影響を及ぼし、又は迷惑をかける行為。
 - ロ) 承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び入館者にそれらの物を配布する行為。
 - ハ) 使用許可を受けた枚方公園青少年センターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為。
 - ニ) 所定の場所以外の場所で承認を受けずに飲食し、又は火気を使用すること。
 - ホ) 喫煙をすること。
- (7) (1)～(6)のほか、枚方公園青少年センターの管理上必要な指示に従うこと。

(「枚方市立枚方公園青少年センター条例施行規則 第14条」より)

4. 1の内容に該当する場合又は2・3に反する行為をした場合は、使用の許可を取り消します。

(以上「枚方市立枚方公園青少年センター条例 第12条」より)

付記. 枚方公園青少年センターにおける個人情報の取り扱いについて

この申し込みにおいて枚方公園青少年センターが収集する個人情報については、個人情報保護法、枚方市個人情報保護条例等の関係法令にそって、利用、管理を行います。これらの法令で定める場合を除いては、収集目的外の利用、第三者への提供は行いません。

以上について確認し、了解しました。これらについて団体の構成員に周知します。

年 月 日

(団体名)

(申請者名)